

○七) の事であつて、『後漢書』(卷九)『魏志』(卷一)に見えて居る。『後漢書』章懷注には「蹋頓匈奴王號」といつて居るが、果して何の據るところがあつてか不明である。又た「蹋頓」の發音につれて【通鑑】胡三省注には「蹋徒臘翻」といつて居れば、「蹋頓」と「Tatatur」との間には音に多少の相違がある。若し章懷注にして信するに足るとせば「蹋頓」は寧ろ吐屯Tuclunの異譯と見てよからうと想ふ。要するに

Parker 氏の所説は單に音の類似に本づくに過ぎないであつて、未だ遙かに賛成することは出來ない。従つて予輩は暫く蠻蠻の別號なる「大檀」「檀」を以て Tatar, Tartar の初見に擬せんとするものである。(完)

「胡牀にひき」追記 本誌前號所載拙稿「胡牀にひき」中第四五二頁第四一五行「太平御覽等書の類書に引用せる云々」の上に「藝文類聚」の四字を加へたい。唐肩吾の胡牀詩を引用せるは現存類書中此書が始である。なほ机につきては説くところ極めて粗に、且つ誤もあるれば他日別に補足訂正の機會を得たいと思つて居る。

池内博士の「元代の地名開元の沿革」を讀む

箭 内 瓦

一 緒 言

二 新開元と舊開元

三 開元路治東徙説について

四 開元路治三姓説と始見時代の開元の地域

五 路と道との異同

六 山北遼東道について

七 遼東路について

八 結 言

一 緒 言

余が満洲歴史地理の第二卷に「元代に於ける満洲の疆域」と題し、當時の行政區劃に隨つて、遼陽路以下各路の疆域に就いて專見を發表してから、あだかも十年の歲月を経過した今日、その中の開元路に關する部分に對し、はからずも長友池内君の高評を

辱うすることを得たのは、余の最も光榮とする所である。同君の論文は「元代の地名開元の沿革」と題し、本誌第二卷第三號に掲げられ、表面少しも余の舊稿を批評するやうな態度を執られてはゐないが、而も結語の文中、屢々之に言及せられ、殊に最後に「しかし余の考察の結果は、最初から、同一問題に對する氏の結論(略)と一致しなかつた。これは見解の相違であるから已むを得ない、……」といつて居らるゝと、本誌の編者から親しく余の答辯を促されたので、再びこの問題に就いて筆を執ることになつたのである。實は同君の「金代の満洲」なる論文が發表された後であると、萬事好都合だとも思はぬではないが、同君自身も余の答辯を期待してゐるやうに仄聞したので、とりあへず、この小篇を發表して重ねて同君の示教を乞ひ、併せて讀者諸賢の高評を希ふことにした。

問題の中心は、「地名開元の由來と始見時代の地

池内博士の「元代の地名開元の沿革」を讀む

辱うすることを得たのは、余の最も光榮とする所である。同君の論文は「元代の地名開元の沿革」と題し、本誌第二卷第三號に掲げられ、表面少しも余の舊稿を批評するやうな態度を執られてはゐないが、而も結語の文中、屢々之に言及せられ、殊に最後に「しかし余の考察の結果は、最初から、同一問題に對する氏の結論(略)と一致しなかつた。これは見解の相違であるから已むを得ない、……」といつて居らるゝと、本誌の編者から親しく余の答辯を促されたので、再びこの問題に就いて筆を執ることになつたのである。實は同君の「金代の満洲」なる論文が發表された後であると、萬事好都合だとも思はぬではないが、同君自身も余の答辯を期待してゐるやうに仄聞したので、とりあへず、この小篇を發表して重ねて同君の示教を乞ひ、併せて讀者諸賢の高評を希ふことにした。

問題の中心は、「地名開元の由來と始見時代の地城、二、開元路の起原と路治の移動である。而して第一の地名の由來に就いては池内君は沈黙を守られ、その地域に就いては余と大に意見を異にせられる。第二の開元路設置の年代に就いては大體に於いて兩者の間に逕庭はないが、路治の移動の問題は、大に議論の岐るゝ所で、池内君は、創置の初から今、三姓附近に治し、元末に至つて今、の開原に移治したと主張せられるゝのであるが、余は前説を墨守して、創置以來、久しく黃龍府(今の農安)に治し、世祖の至元年間、今の開原に移治したるもので、未だ嘗て三姓附近に治したことがないといふのである。さて池内君の涉獵された文献を見ても、余の往年の論文に引用したものと概ね同二であり、今余の引用する所も、同君の觸目されぬ程の新史料が多くあるわけではない。而も見解の相異のかなりに甚しいのは、これは双方で主として用ひた「元史」の記事の粗笨な曖昧な書き方に基づくものが多いのである。隨つて

議論が兎角徹底を缺くの憾があり、動もすれば記述が煩瑣に流るゝ恐がある。この點は豫め讀者諸賢の諒察を乞はねばならぬ。

主要な論點を明かにせんがために、こゝに新に目次を立てゝは見たが、便宜上、池内君の述べられた順序に隨つて舉見を開陳することとする。

二 開元と舊開元

第一章「地名開元に關する問題」は論文起稿の趣旨ともいふべきもので、勿論之には問題はない。

第二章「明初に於ける開元の改名と三姓の開元城との關係」は明の洪武二十一年、三萬衛を今の三姓附近に立てんとした計畫が失敗に終つたので、衛を開元に徙置し、やがて開元を開原と改稱した由來を究められたもので、先年史學雜誌の『三萬衛に就いての考』で拜見した論旨と大差ないやうである。余はその前半の高説には敬服するが、後半の、開元を

開原と改めた理由に就いての解釋には、猶ほ一考の餘地ありと信ずる。即ち開元を開原と改めたのは、改名には相違ないが、元原共に同音であるから、これは寧ろ改字といふを適當とする、隨つて此の改字を行ふた理由も、稱呼の混同を避くる爲めではなく、前朝の國號である「元」字に「開」字を冠した「開元」の字面を忌避したものであらう。遼東志に「元末、納哈出據之 本朝洪武二十一年平定東土、改元爲原」とあるは、その消息を洩らしたものと見るべきではあるまいか。若し洪武二十一年に咸平から直に開原と改稱されたものであつたら、その改稱と三萬衛の徙置との間に必然的關係の存在を推測するも可なりであるが、咸平は元代の或る時期から已に開元とも稱せられてゐたもので、此の年には「元」が「原」と改められたに過ぎないのであるから、之を三萬衛徙置問題と結びつけて考ふる必要はない。

第三章「開原の開元路治と三姓の開元路治」からに

幾多の注意すべき考説が發表されてゐる。論者は気づ明代に於いて三姓附近の開元城が開元の新名「開原」に對して「舊開原」と呼ばれてゐたこと、及び、開原が元代の或る時期まで明かに咸平府の所在地であつたことを理由として「三姓附近の開元城は、開元路が咸平(開元)を治所とする前の舊治所ではなかつたらうか。此の推測は頗る自然であり、元一統志の上の文に特に此の城を中心として元朝の治下にあつた滿洲及び朝鮮の北部の諸城の方位を示してある理由も、之によつて説明がつく」と論ぜられたのは、猶ほ可ならとしても、この文を承けて直ちに「曾て三姓附近に開元路治があつたことは殆んど疑がなからう」とまで極言されたのは如何であらう。一統志の開元城を中心としての記述は、或はそれが元の滿洲東北部經略以前からの古城で、又開元なる地名の起原もこゝに在るところからであるかも知れぬ。必しも開元路治であつたからとのみは想像されぬ。又こ

の一統志の文は、余も嘗て開元城を中心として書いたものと解したのであるが、實は必ずしも左様ではないのである。寧遠から上京までは、開元城からの方位を示したに相違ないが、建州・賓州・黃龍府・信州の四城は、上京からの方位で、肇州の如きは上京からとも、或は信州からともいへる。余が往年始めてこの記事に注意した時には、本文に永州・昌州・延州の三城を東としたのは、開元城からの方位と思はれたので、敢て三城の比定を試みなかつたのであるが、池内君は昌州を朝鮮の平安北道昌城郡青山面青山市ほ可ならとしても、この文を承けて直ちに「曾て三場附近に、延州を同上雲山郡委延面古場附近に比定せられたところから察すると、この場合、上京又は信州からの方位を示したものと考へられたのであらう。最後の奴兒干は黒龍江下流域だから、これは開元城の東北とも、上京の東北ともいへるのである。果して然ならば一統志の此の文は、決して「特に此の城を中心として元朝の治下にあつた滿洲及び朝鮮の

北部の諸城の方位を示してある」のではなくなる。隨つて三姓即開元路説の旁證とするに足らないであらう。

三 開元路治の東徙説について

次に論者は開元路治の移轉問題に論及し、元史順

帝紀に至正二年正月咸平府(今の開原)が降されて縣となつたといふ記事があり、遼東志に「咸平、元改開元路、屬縣七、因咸平首縣、遂以爲名」とあるから、今まで咸平府に屬してゐた六縣と、新に縣に降された咸平縣と、合せて七縣が、咸平の開元路となると同時に、同路の屬縣となつたのであると解せられたものと見えて「述べ來つて主要の問題は解決せられた。順帝の至正二年即ち元帝國の滅亡に先だつて六年、開元路治は三姓附近から今開原なる咸平府に移り、同時に縣は廢せられて府となつたのである」と斷定された。然しながら此の見解は果して

正鵠を得たものであらうか。こゝに一應遼東志の記事の内容を吟味するの必要がある。

(イ) 咸平は縣名としては遼金二代に、路名としては金代に、府名としては金元二代に存したものである。然るに遼東志は他の郡名には必ず先づ始見の朝名を記せるに拘らず、咸平の場合に限りて、始めから「元改開元路……」と書き出して原名をいはぬ。元以前の名をいはぬ。實に不都合な書き方である。又、これによると、咸平は元初以來開元路治で、咸平以下七縣を屬してゐたやうにも見える。遼東志編者は實際左様に信じてゐたかも知れぬ。若しそに就いて、正しい智識を有してゐたならば「咸平、金名(又は遼金名)、元初因之、後改開元路、屬縣七、……」とても書いた筈である。(ロ)「屬縣七」以下を切り離して考へると、金の大定七年以前の咸平府又は咸平路の名の由來を述べてゐるやうにも見ゆる、「遂以爲名」の語に注意すべしである。(ハ)元史地理志に「遼……號

咸州安東軍、領縣曰咸平。金升咸平府、領平郭・安東。

新興・慶雲・清安・歸仁六縣、兵亂皆廢。元初因之、隸

開元路、……」とあるが、金史地理志によると、安東・

縣がなくて銅山・榮安・玉山の三縣が加はつて八縣と

ある。同じ金の咸平府の屬縣の數と名稱とに於いて

金元兩史の傳ふる所に、此かる相異がある。果して
何れを正しとすべきであるか。この場合、元史に見
ゆるものは、金末、咸平府屬縣の廢置を行つた結果

であると想像するのは普通であるが、例の元史の編

者のことであるから、どんな粗漏がないとも限らぬ、

即ち咸平府屬縣の數に就いても隨分疑を容るゝ餘地

は存するのである。(ニ)假りに元史の六縣に誤ない

としても、それが果して至正二年まで何等の變更が

なかつたであらうか、これも疑はしい。假りに至正

二年正月現在六縣とし、そこへ府が縣と降されたら

合せて七縣となるのは當然のやうであるが、この場

合、從來咸平府の倚縣であつた平郭縣と、新設の咸

平縣との關係は、如何なことになつたであらうか。

平郭縣は金史地理志によると、「平郭、倚、舊名咸

平、大定七年更」とあるから、咸平が縣となり開元

路治が同城に移りし場合には、咸平は倚縣となり、

平郭は廢せられたと想像する事ができる。果して

然ばに咸平縣を加へても六縣となりて、遼東志の「屬縣七」といふのが疑はしくなる。(ホ)論者

の所謂「祕匣を開くべき鍵」なる前記の遼東志の文よりも、更に詳細な、否寧ろ、かの文の出所と

もいふべき記事が、同じ遼東志の地理志、開原の條にあることを注意したい。それには「後更遼東路

總管府、又改開元路、領縣七、咸平・新興・慶雲・銅山

清安・崇安・歸仁。元末納哈出據之。本朝洪武二十二年平定東土、改元爲原」と見え、新に縣となつた咸平と共に開元路の屬縣となつてゐたものは、元史に咸平府の屬縣として記したものと、數に於いて同じ

いのみで、内容は異なるのである。即ち遼東志の傳ふ

る所では、元史に見えた平郭・安東の二縣なく、その代りに元史には見えぬ銅山・崇安(崇は榮の誤か)二縣をあげてゐる。然しながら遼東志の此の記事とて必ずしも信すべからず、元史の彼の記事必ずしも疑ふべからずである。以上述べたやうに遼東志の記事そのものが種々の點から見て、決して正確なものでないことの明白である以上、據つて以て開元路治の移轉年代を決定するは如何なものであらうか。遼東志の同じ條にある「開元、唐名、元路名」の「唐名」については「無意義であるのは辯を俟たない」と一蹴し去られた論者としては咸平に關する記事をば、餘りに重視された嫌がある。如何にも遼東志の中には辯を俟たないほどの誤つた記載のあるのは、決して二三に止まらぬ。古蹟の條に於いて「上京城址、開原城。舊志、在臨潢府、金人阿骨打起跡之地、……」のやうな甚しいものは別としても、「開元城在開原城西門外」とあらは、元末の開元城を記したものとして固より可なるは、

りであるが、その下に、元一統志の例の記事を收録したのを見ると、編者の開元城に關する智識の貧弱さも窺はれる。さて再び本論に入り、假りに論者の見解に従つて遼東志の本文を讀むとしても、開元路治が咸平に徙つたのは、必ずしも咸平府が降されて咸平縣となつたのと同時であるとはいへない、即ち至正二年正月以後とはいへるであらうが、至正二年正月であるとはいへないであらう。何となれば、咸平府が降されて縣となつたのは、それが開元路治となつた結果であるならば、論はないのであるが、それの明證を缺く以上、咸平府が縣となつたのは、その屬縣と共に新に開元路の屬縣となつたのみで、路治は依然として猶ほ三姓附近にあつたかも知れぬからである。又想ふに、論者の見解の如くに「至正二年、開元路治は三姓附近から今の開原なる咸平府に移り、同時に府は廢せられて縣となつた」のであり、開元路の屬縣は七縣に限られたものであるとすれば、是

れ開元路が此の年此の月を以て俄かに非常の縮小を爲したもので、從來松花黒龍二江流域の大部分を管轄してゐたものが、急に咸平府の管内のみに限らることとなつたものである。果して然らば、路治の東徙、管内の大縮小を斷行するに至つた事情が十分説明されねばならぬではあるまいか。要するに、論者が開元路に移轉の年代を決定するために引用された遼東志の記事は、實は咸平が開元路治となつた後も依然として、咸平と呼ばれてゐる理由を述ぶることを目的としたものである以上、之を他の目的に役立たせる場合、そこには特に文義の明確を必要とする。然るに遼東志の記事は前述の如き性質のものである。而してこれ余の論者の見解に賛成を躊躇する所以である。

四 開元路治三姓說と始見時代

の開元の地域

池内博士の「元代の地名開元の沿革」を讀む

論者はその第四章「三姓の開元路治の起原に對する一應の説明」に於いて、先づ開元路治が何時から三姓附近(開元城)にあつたかを追跡されたが、その中に、元史世祖紀、至元二十六年二月の條及び二十七年二月の條の記事を以て特に注意すべきものとして、前條の胡魯口を胡里改(胡里該)とし、胡魯口に寇したる兵を破つたのが開元路の治中(官名)某であるからといふ理由で、又後條の「開元路寧遠縣餉」の寧遠縣は一統志の「開元城、西南曰寧遠縣」と同地だらうといふ理由で、何れも當時「開元路治の三姓附近にあつたことを暗示してゐるものといへよう」といはれた。然しながら、もし開元路治が三姓附近にあつたとすれば、此の解釋は妥當であらうけれども、それが全然疑問である以上、之によつて開元路治即三姓說を確立するわけにはゆかぬ。蓋し胡魯口は胡里改、胡里該の訛といへようが、而も同名異地であり得るし、開元路治中は固より路治附近でのみ防戰

するものとは限らぬ。假りに胡魯口は胡里改であつたとしても、若し胡里改が當時開元路の治所であつたならば、何故、之を「開元に遷す」といはずに、金代の路名（又は當時の萬戶府の名）なる胡里改、而も其の訛稱を用ひたか。又、寧遠縣は開元路所屬の一縣で、且つ三姓に近いものであつたからとて、それが決して開元城即開元路治説の旁證とはならぬ。要するにかかる孤立した一二の記事からのみでは、三姓即開元路治の問題は、未だ容易に解決せられぬ。隨つて開元路治の三姓にあつた年代を吟味するには聊か早計の嫌がある。

次に論者は、「南京は萬奴が彼れ自ら都城其のものに興へた名、開元は別に近畿の地方を呼ぶべく選定せられた稱であらう」といはれて「蒲鮮萬奴は蒙古の太祖成吉思汗の十二年以來、太宗高麗台の五年、蒙古の兵に滅ぼさるゝまで十七年間、布爾哈圖河畔の南京城（局子街）を本據として、大體金の曷懶路の全地

域即ち所謂東海の地を領してゐたのであるが、遠く瑚爾喀河の流域に勢力を及ぼした證跡は少しもなく地勢上から考へても實際さうあるべきことと思はれる」といふのを理由の一として居られる。然し、これも考へやう次第で、證跡がないといふのは、金史元史高麗史等にその記事がないといふのであらうが、萬奴が曷懶路を經略して終に南京城をその都と定むるに至つた経過に就いてさへ、これ等の諸史には何等傳へられてゐず、たゞその滅亡の際の記事に南京の名が始めて現はれて來る位であるから、金からも蒙古からも又高麗からも非常に僻遠な瑚爾喀河流域に於ける萬奴の經略などに就いて何等知らるゝ所なくして止んだとて、毫も怪むに足らぬともいひ得るではあるまい。又、地勢上から考へても云々といはれるが、渤海國の事などから考へて見ると、これ亦さう輕々に論斷するのは、どうかと思ふ。次に「金末の開元が萬奴の領内の地名である以上、之を金代

の胡里改路治なる今の三姓附近に擬てるのは殆んど不可能である」ともいはれ、又、恤品路の名が開元の名と相並んで元史地理志の記事に見えてゐるのに注意を促されて「開元が全く地域を異にする三姓地方でなく、寧ろ萬奴の根據地若くは其の方面であることは之に依つてほど想像がつく」とも論ぜられてゐるが、この議論は余には十分了解されないのを遺憾とする。先づ第一に、何故に萬奴は曷懶の名を棄てゝ特に開元の名を選んだかの説明がなくてはなるまい。第二に、恤品路は萬奴の領域の内か外か、これが明かでない。第三に、地理志の文は餘りに簡単ではあるが、それでも「師至開元・恤品、東土悉平」である以上、恤品は萬奴の領域と見て差支あるまい。第四に「東土」の示した範囲は勿論明確ではないが、池内君も、その結語に於いて、萬奴の國の亡びたのは「蒙古の滿洲經略の完成を意味する」とまでいはれた位である。この場合、胡里改路方面も勿論萬奴の

領域内と認められたやうにも見えるが、果して如何であるか。第五に、地理志に曷懶・胡里改二路の名を出さずに、開元なる新地名を出したのは、偶々開元の名が、この二路の地域の總稱として用ひられたことを暗示するものではないか。第六に、地理志に、今の三姓附近に五萬戸府を置いたのを元初としてゐる、これは萬奴の國の滅びたる結果ではないか。それとも、その後に蒙古が此の地方の經略に從事した徵證があるといはるゝのか。要するに萬奴の國は瑚爾喀河流域に及ばぬといふ論者の見解には服するところである。次に論者は、元史の王榮祖傳に「僭號於開元」といふ記事を掲げて、「南京の附近、其の地方の名が開元であつたことは殆んど疑を容れまい」と頗る力強く斷言されたのであるが、余を以て之を見れば、この王榮祖傳の記事とて、それほど有力なものとも思へない。(イ)、池内君自身も認められてゐる如く、この文を正面から讀むと「開元といふ地名は萬奴の

自立以前からあつたやうに見える」のである、随つて

開元の名は萬奴自身の選んだものであるといふのが
疑はしくなつて来る。(ロ)、萬奴を擒にした處を塔
思傳には「遼東」といひ、石林也先傳には「遼東之南
京」と記して居る。王榮祖の傳に開元に僭號すとあ
ればとて、その開元が南京城附近のみを指したもの

とは斷言できないことは申すまでもない。これは開
元といふ地名が萬奴の自立以前から存するもので、
その名は満洲東部の廣大なる地域を含めるものであ
らうと推測するのと五十步百歩の差であるともいへ
よう。序に一言する。世祖紀至元二十八年十月の條
に「從遼陽行省言、以乃顏・合丹相繼叛・詔給蒙古人
內附者及開元・南京・水達達等三萬人牛畜田器」とある
が、この場合「開元・南京・水達達」と讀むか、又は「開
元南京(開元の南京)・水達達」と讀むかに就いては多
少の疑問の起るは止むを得ない。若し第一の読み方
に従へば、開元以下三地名共に各々一地域の名であ

つて、南京は決して一都城の名ではなくなる。若し
第二の読み方に従へば、論者の見解は幾分支持せら
るゝであらうが、水達達といふ廣大な地域寧ろ民族
の名と相對する南京が、單に一都城の名として茲に
用ひられたものと考ふることは果して穩當な読み方
であらうか。余は寧ろ開元は松花・瑚爾喀・伊通三河
の流域、南京は豆滿江下流域、水達達は黑龍江下流
域を指したものと考へたいのである。

又論者は、茲て「遼東志」の編者が開原の舊名開元に
唐名と註したのが無意義であるのは辯を俟たない」
と附言せられたが、實は余は之を以て、しかく無意義
なものと思はない。さればこそ余は往年の論文に於
て「吾人の所見によれば、開元城及開元路の名は唐の
玄宗の年號開元より來りしものゝ如し、以下少しく
其理由を述べん」といつて、くどくしくも數百言
を費し、最後に「若し以上の所見にして幸に大過な
からんには、吾人は更に一步を進めて、開元の名は

金代の末期に於いて蒲鮮萬奴が當時の胡里改路の治所なる胡里改城に與へたる別稱ならんと想像す」とまで極言し、それが「必ずしも牽強附會の説にあらずべし」と附言したのである。⁽²⁾ それにも拘らず、辯を俟たざるほど無意義であると一蹴し去らるゝ以上、論者は何故に然るかに就いて説明せらるゝだけの親切があつて欲しかつたのである。尤も池内君はその論文の註に於いて「開元は唐の年號であるけれども、當時此の地名は遼東にも他の地方にもない」と一言せられてゐるが、余といへども、唐に開元の年號があるからとて直にそれが地名となつたとは思はない。又曹廷杰がその「開元開原辨」でいつたやうに、元史地理志の記事そのまゝを信用して、「開元路即唐黑水府」といふものでもない。⁽³⁾ たゞ地理志に見ゆる開元路の起源に關する記事が一顧の價値あるものだらうと信じたので、試に卑見を註記したに過ぎない。

遼東志の記載が元史地理志の文から出たものである

か否かは詳でないが、いづれにしても、これ亦一顧の價値あるものと認めなればこそ、臆説として敢て卑見を披瀝し博雅の教を乞うたのである。要するに、開元なる地名の沿革のみに就いてかくまで精緻なる研究を試みられた池内君は、何故に萬奴が曷懶の名を棄てゝ特に前代未聞（地名としては）の開元の名を選んだかといふ點に就いて當然高説を發表すべきであつたらうと思ふ。

論者は本章の末段に於いて「蒲鮮萬奴の國の開元と三姓附近の開元城とは地理的には全然無關係であつても、其の間に名稱上の關係はあり得る」と冒頭し、元史地理志開元路の條の「乙未歲」以下の文を引いて、これでは「開元路は至元二十三年以後、前の二萬戸府及び遼東路總管府の如く、依然として黃龍府を治所としてゐたやうに見えるから、少しく私見を加へて、二十三年の改名と同時に黃龍府から

ものと解釋する。かう解釋して本章の初めに提出した問題に立ち還ると、開元路の治所は至元二十六年以前から、三姓附近にあつたといふ徵證があるのであるから、開元路治の起原に關する疑問は非常に都合よく解決せられたやうに思はれる」といはれてゐる。但し地理志の記事に對する論者の訂正は、余を以て之を見れば、大訂正で、決して「少しく私見を加へて」どころではない。之は後段に卑見と開陳しよう。又、開元路治が三姓附近に在つた徵證も必ずしも有力なものと思へないことは既述を經た。余は更に多く論者の所説に傾聽せねばならぬ。

五 路と道との異同

第五章は「開元路の起原」で、論者は先づ開元路に關する元史(主として世祖紀)の記事中、問題の解釋に資すべきものとして十八個條を摘錄し、次に此等の記事に著しく目につく宣撫司及び宣慰司の性質に

論及し、百官志・宣慰司の條を引用して、さて「兩司共に地方廳と中央政府との中繼を掌る官衙である。直隸地方の民政を掌る官廳は諸路總管府若くは諸路萬戶府で、至元以前は主として萬戶府であつたらうと思はれる」といはれた。先づ之に對する卑見を述べよう。(一)宣慰司・宣撫司の沿革・職掌等について論ずるは當面緊要の事でないが、この兩司を以て中央地方の中繼官衙と見るならば、同じ意味に於いて行中書省(行省)も行御史臺(行臺)も行樞密院(行院)も亦中繼官衙といふことがでござよう。これ等は皆諸路總管府及び萬戶府の上に位し、地方軍民の政務に關し中央政府と交渉するものである。宣撫司及び宣慰司を以て中央地方の間に在る中繼官衙と定義することは、尙ほ一考を要するものと思ふ。(二)諸路總管府について、論者は百官志に「至元初置」とあるに從はれたやうであるが、百官志の此の文は必ずしも據るに足らぬもので、太原路は太祖の時、順天路・邢洛

路は太宗の時、懷孟路は憲宗の時、燕京路・上都路。平漢路・衛輝路は世祖の中統年間に、いづれも總管府が置かれたことは、地理志其の他に明證がある。北京路・濟南路・淄州路・廣寧府路なども、至元以前に同じく然りであつたやうである。次に、(三)論者は元史の吾也而傳の記事によりて太宗十三年既に開元府路の名あるを知り、賈文備傳の記事によりて、中統二年又同様の名あるを見て、此等はいづれも至元以前であるの故を以て「總管府設置以前の開元路の行政官廳は萬戶府であつたとすべきである」といはれ、特に開元府路の府字に注意を促されてゐる。然しながら、若し右の兩傳の開元府路の路が行政區劃名(地方、方面、處などの意味を示したものでなく)であるとすれば、當時、そこに總管府が置かれてあつたのかも知れぬ。府の名があるからとて、直にそれの行政官廳が萬戶府であると解することは如何であらうか。地理志によると、府路と稱するものは般陽府

路・廣寧府路・河南府路・嘉定府路・寧夏府路などがある。何故に此等の數路に限りて此の稱あるか、詳かではないが、たゞ總管府設置以前に萬戶府の設立たためでないことだけは明かである。(四)論者は諸路萬戶府を以て諸路總管府と同じく、直接民政を掌る官廳と見られたが、これも果して如何であらうか、卑見によると、萬戶府は必ずしも民政に預らぬとは限らないが、それは寧ろ地理志に散見する軍民萬戶府、管軍萬戶府などの職掌で、上中下三等の別ある諸路萬戶府の主要なる職掌ではない。軍民萬戶府管軍萬戶府は大體に於いて安撫司招討司などと同じく未だ十分に王化に沿せぬ邊民の招撫地方の開拓などを、主なる職掌としたやうである。百官志に宣慰司の次に宣慰使兼管軍萬戶府を擧げ、宣撫司安撫司招討司の次に諸路萬戶府を擧げてゐるのは、萬戶府の沿革を語るやうにも見える。即ち邊民招撫、邊境開拓の爲に置かれた萬戶府が即ち管軍又は軍民萬戶府

て、諸路總管府が主として民政を掌るに對して、内地諸路に置かれ、主として諸路の軍政を掌るもののが諸路萬戶府であつたやうである。故にかの太宗の七年に黃龍府に置かれた開元・南京の二萬戶府も、その後程なく今三姓附近に置かれた桃溫・胡里改・幹采憐等の五軍民萬戶府も、皆その地方の開拓・住民の綏撫を目的としたので、後の諸路萬戶府とは其の性質を異にしたものと思ふ。然しながら、この萬戶府の問題のみでも、元史の記事は、かなりに錯綜してゐる。今俄かに斷定すべきでない、又その必要もないが、議論の順序として少しく之に言及したのである。

次に論者は世祖朝の初めに於ける開元等の宣撫司（宣慰司）の沿革を略述して「これは即ち世祖の即位前から開元路といふ獨立した一の行政區割の存在してゐることを語るものである。開元の名を冠する中繼官衙のあつた以上、直接其の地方の民政を掌る官廳のなかつた筈はないからである」と結ばれた。

これは換言すれば「開元を冠する宣撫司（又は宣慰司）のあつた以上、開元路といふ行政區割のない筈はない」といふのである。然し、宣慰司に山東西道・河東山西道・淮東道・浙東道・荆湖北道・湖南道などと冠したもの（皆百官志に見ゆ）があるが、山東路・河東路・山西路・淮東路・浙東路・荆湖北路・湖南路などの行政區割はない。尙ほ又、論者の元史記事摘錄の中に見ゆるが如く、中統二年八月賈文備は開元女直水達達等處宣撫使と爲つた、隨つて「開元女直水達達等處宣撫司」と名づくる中繼官衙があつたのであるが、論者の解釋によると、この場合、開元・女直・水達達の名を冠するそれぞれの路（行路區割）が當時滿洲に存在したことになりますが、勿論中統二年に是女直路も水達達路（或は女直水達達路も）もなかつたのである。以上の理由により、開元路の起原を求むるために採つた論者の推定法は決して余の首肯する能はざるところである。こゝに余は元代に於ける

「路」について忠見を述べて、而して後、至元年間に於ける開元路宣撫司（又は宣慰司）の沿革について一言したい。

申す迄もなく、唐が天下を十道に分ち、遼はその制を襲うて道を以て行政區劃名としたが、宋が改めて路と稱してから、金元二代共に路を以て行政區劃名としたのである。然しながら、少くとも元に在つては、路の字は必ずしも行政區劃名としてのみ用ひられたのではない、而も道の字を以て行政區劃名としての路に代用したことはないと思ふ。固より例の「元史」のことであるから、常に嚴密に此の二語を正したとはいはぬが、大體に於いて右のやうな用法を原則としたやうである。（而して余の所謂行政區劃としての路とは百官志の所謂「諸路總管府」の路であることは勿論である）。行政區劃名でない場合の「路」この場合は全く「道」と同じことであつた。之を實例

によつていふと、「十路宣撫司」「十路宣慰司」といふ場合の路は道といふとの差別はない、即ち行政區劃としての路ではない。それは「十路宣慰司」の一なる

大名彰德路が當時の行政區劃名ではなかつたのもわかる。即ち大名路は元初から存したやうであるが、彰德路は至元二年の創置で、十路宣撫司の置かれた中統元年には散府として真定路に屬してゐたものである。又、益都濟南路及び平陽太原路は、行政區劃としての二路の名を運用して一路の名としたもので、後者は略して平陽宣撫司とも稱せられたが、大名彰德路も大名等路と略稱されたのである。それと同様の事は開元宣撫司（宣慰司）の場合にも認めることが得る、即ち中統二年八月に、前年置いた十路の宣撫司に倣つて開元（開元府路）女直水達達等處宣撫司を置いて、賈文備をその長官（宣撫使）としたが、九月には「以○○○路隸北京宣撫司」とあるから、開元女直水達達等處宣撫司を北京路宣撫司に併せたのである。

而もその十一月に「罷十路宣撫司、止存開元路」と

あるは「止存開元路宣撫司」の謂で、正しくは「止存開元(府路)女直水達達等處宣撫司」といふべきで、要するに八月に置かれたものが復活したに外ならぬ。

又、中統三年に開元東京懿州等處宣慰使に遷されたといふ賈文備は、開元東京懿州三路の各宣慰使を兼ねたわけではなく、此等三地方を統轄する一宣慰司

の長官となつたもので、此宣慰司は同年十二月に置かれた十路宣慰司の一であつたであらう、隨つて翌四年四月に罷められた開元路宣慰司は即ち「開元東京懿州等處宣慰司」の略稱に外ならぬと解せられる。

至元三年二月に東京廣寧懿州開元恤品合懷婆娑等路宣慰司を立つとあるのは、東京以下の各路に宣撫司が置かれたとも、七路を管轄する一宣撫司が置かれたとも解せらるゝが、余は第二の解釋に従ひたい。⁽⁵⁾ つづつこの長き名はその管轄區域を示す爲に各地方名を冠稱したもので、實際は東京等處宣撫司又は東京

宣撫司、開元等處宣撫司又は開元宣撫司などの名で通用したものであらう。そこで十二年及び十五年の條の開元宣撫司は即ち右の宣撫司の略稱で、十五年七月に開元宣慰司と改稱せられたものが、二十一年四月の條に開元等路宣慰司の名で出でくるのである。然るに、「十三年二月に至り、山北遼東道開元等路宣慰司では、その威令が東北諸國を制するに足らないからといふ理由で、之を罷めて東京等處行中書省を立てた。余はこの罷められた宣慰司を以て十五年七月改稱以來の宣慰司そのものと解する。而して池内君の見解は之と異なるやうである。何となれば、同君は「罷山北・遼東道・開元等路宣慰司」と句讀點をつけられたのが、その一、至元七年七月の條に「以遼東開元等路總管府、兼本路轉運司事」とあるを解して「遼東・開元等の路の總管府が其等の路の轉運司を兼ねるやうになつたといふ上記の事實に依ると、其前から遼東地方に開元路の外に別個の總管府を中心と

する一の行政區劃があつてそれが遼東路と呼ばれてるだに相違ない」といはれたのがその二、「此年^{三十}二月、山北・遼東道及び開元等の諸路の宣慰司を罷め」といはれたのが、その三、以上の説から察すると二十三年二月に罷めたものは山北と遼東と開元との三路の宣慰司即ち三つの宣慰司であるとの解釋をせられたものと見える。果して然りとすると、余は不幸にして又々同君の見解に同意することができぬ。以下卑見を述べて改めて指教を仰ぐこととする。

六 山北遼東道について

元史の百官志によると、宣慰使司（宣慰司）は山東西・河東山西・淮東・浙東・荆湖北・湖南の六道に置かれたとし、各道の名の下に官衙所在の路名を附記するが、これは百官志編者の用ひた史料に見えた或る時期のことと、元一代を通して同じく然りしかでないことは言ふまでもない。たゞ宣慰司の沿革

池内博士の「元代の地名開元の沿革」を読む

に就いての元史の記事が極めて不十分であるので、宣慰司そのものの記事のみでは、何ともいひかねることが多いが、幸にその職掌に於て、又その設官の趣意に於いて大に宣慰司と近似した點のある提刑按察司（後に肅政廉訪司）の沿革が比較的詳かに傳へられてゐるから、之を参考すると、互に發明する所が少からぬやうに思ふ。さて提刑按察司（略して按察司）は至元六年正月に山東東西・河北陝西・山北東西・河北河南の四道に設置し、八年には新に河東山西・陝西四川の二道按察司を増置したと同時に、山北東西道を山北遼東道と改めた、これは世祖紀による

と、同年三月のことである。又その十一年の條に「七月乙亥、敕山北遼東道提刑按察使兀魯失不花、同參知政事廉希憲、行省北京、國王頭蠻哥母署事、有大事則希憲等就議」とあるし、百官志に「山北遼東道、大寧路置司」と見えて、大寧は北京の改稱であるところから察すると、北京は本道建置の初から按察司の治

所であつたのであらう。その後成宗の大德七年三月江南北道以下八道に宣撫使を分遣した時も、泰定帝の泰定二年九月に天下を十八道宣撫司に分けた時も、共に山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]といふのがあり、文宗の至順二年に十六所の廣教總管府を立てゝ僧尼の政を掌らしめた時には遼[。]東[。]山[。]北[。]道[。]といふのがある。以上の實例から推測して、前に引いた至元二十三年二月の條の「罷山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]開元等路宣慰司云々」の文中の山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]ではなく、又「山[。]北[。]道[。]と遼[。]東[。]道[。]」道は「山[。]北[。]と遼[。]東[。]道[。]」ではなく、實に「山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]」といふ一道の名であることは疑ひであらう。

世祖紀に「至元二十年五月戊寅、省北京提刑按察司副使僉事各一員、立海[。]西[。]遼[。]東[。]提刑按察司、接治女直水達達部」「二十五年二月壬戌、省遼[。]東[。]海[。]西[。]道提刑按察司入北京」と見えてある。北京提刑按察司は北京に司治ある山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]提刑按察司の異稱だから、至元二十年に新設せる海[。]西[。]遼[。]東[。]道[。]提刑按察司は

山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]提刑按察司の分司ともいふべきものであつたのを、二十五年に復舊したのである。この一時的な按察司は女直・水達達部を接治する爲め設立せられたこと、前文で已に明かだが、更に百官志によると、それが「女直之地」に置かれたのであつた。「女直之地」といふも餘り漠然としてゐるが、海[。]西[。]遼[。]東[。]道[。]の「海[。]西[。]」は明代に至つて著名となつた地方名で、今松花江伊通河合流點附近を中心として、西は嫩江口、東は三姓附近に至るまでを指したことは略ぼ疑ないのであるから、本道按察司は少くもその創置の初に當りてはこの所謂海[。]西[。]の地域内に置かれたものであらう。そは兎に角として、海[。]西[。]遼[。]東[。]道[。]按察司が、北京に置司せる山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]按察司から、二十年に分れて二十五年に復舊したといふ事實があり、而して海[。]西[。]遼[。]東[。]道[。]按察司が女直・水達達の地方を接治したといふ事實があつたとすると、北京に置司せる山[。]北[。]遼[。]東[。]道[。]按察司は、滿洲の東北部をもその管内と

してゐたことは疑を容れぬ。按察司は按察司で、宣慰司ではない。山北遼東道按察司の管内は必ず山北遼東道宣慰司の管内と同一であつたとはいひ得ない。ことは勿論である。然し按察司と宣慰司との職掌上の類似から、又、その道名の同一から、兩者は概ねその管内を同じうしたらうと推測すること亦多く妨げない。なほ注意すべきは、世祖紀至元二年十二月の條に「庚午宋子貞……又請罷北京行中書省、別立宣慰司、以控制東北州郡、並從之」とある記事である。

北京に置かれたる宣慰司が東北方面を管轄したことは之でも察知せられる。この事は乃顔の叛亂前後の元史の記事に於いて十分に徵證せられるが、それは後段の論述に譲るとしよう。

之を要するに、北京(後に大寧と改名)に置司した山北遼東道按察司は、曾て其の分司同様の海西遼東道按察司を立て、數年間女直水達の地方を接治したことがあるのみならず、同じ北京に設けられた宣

慰司は東北州郡を控制するを以て設置の目的としたのである。然らばこの宣慰司が山北遼東道宣慰司と稱せられたのであらうと推測するのは決して附會の臆説ではあるまい。

以上で「山北遼東道」は一道の名であり、又、宣慰司の冠稱たり得ることが明かになつた。然らばそれにつゞく「開元等路」は「山北遼東道」の内であらうか外であらうか、換言すれば「山北遼東道開元等路宣慰司」は「山北遼東道宣慰司及び開元等路宣慰司」と解すべきであらうか、又は之を一宣慰司の名と解すべきであらうか、問題となる。余は第二の解釋に従つて一宣慰司の名とし、且つ「開元等路」の四字は司名としては必要なものでなく、たゞ開元等路(又は開元路)に屬する地方をも、その管内とすることを示すために挿入したもので、換言すれば、二十三年二月に罷められた宣慰司は「山北遼東道」の名を冠する一宣慰司であつたと信するものである。次にそ

の理由を述べよう。

さて問題に上つた宣慰司の名の見えてゐるのは元史の世祖紀、至元二十三年二月の條で「二月乙巳廷議、以東北諸王所部雜居其間、宣慰司望輕、罷山北遼東道開元等路宣慰司、立東京等處行中書省、以闕閣你敦爲左丞相、遼東道宣慰使塔出右丞、同僉樞密院事楊仁風、宣慰使亦而撒合、並參知政事」とあるのが、それである。こゝに所謂「東北諸王」といふのは、西喇木倫流域以北から伊通河流域の方面へも其の所領を有してゐた帖木哥斡惕赤斤の子孫などを指したものであらう。それ等が雜居するから、宣慰司では威望が足らぬとあつて、罷められたのが即ち山北遼東道開元等路宣慰司で、立てられたのが東京等處行中書省である。若し罷められた宣慰司が、一つでなくて二つの宣慰司、即ち山北遼東道宣慰司と開元等路宣慰司とであつたとする、こゝに起る疑問の一は、何故咸平の名が、この官衙の名の中に示され

てゐないかといふことである。咸平宣慰司の名は高麗史の忠烈王世家の記事によると、至元二十一年正月には、たしかに現存してゐたのであるから、當時も亦然りと推測されるのである。果して然らば、これも當然罷められた宣慰司の中に數へらるべき筈である。又、若し山北遼東道宣慰司は北京宣慰司の異稱でなく、全く別なものであつたならば、北京の名も罷められた宣慰司の中に數へられねばならぬ。而もその事のないのは、山北遼東宣慰司が即ち咸平宣慰司でも、北京宣慰司でもあり、又、開元等路宣慰司でもあつた、めではなからうか。更に進んで元史の塔出傳を見ると「十八年召見、賜鈔六十銛、旌其廉勤、陞昭毅大將軍、開元等路宣慰使、改遼東宣慰使」とある。さて此の文は如何に解釋すべきであらうか、開元等路宣慰使に陞され、後に遼東宣慰使に遷されたといふなら、「改」字の上に「尋」又は「後」などの文字があるのは例である。尤も絶対にそれ等の字を必

要とするとはいはぬ、随つて前後異なる官名とも稱せられぬではない。然しながら上來述べた所によつて此の場合「十八年、昭毅大將軍開元等路宣慰使に陞され、同時に(又は後に)開元等路宣慰使といふのを改めて遼東道宣慰使と稱した」と解すべきだと信ずる、即ち改の字を遷官の義と認めずに、改稱の義に解するのである。

次に右の山北遼東道開元等路宣慰司を罷めて東京等處行中書省を立てた時、その右丞になつたものに遼東道宣慰使塔出があり、參知政事になつたものに宣慰使亦而撒合がある。この亦而撒合は一に亦兒撒合又は亦力撒合を作り、元史卷一二〇にその傳があつ。それに「二十一年改北京宣慰使、諸王乃顏鎮遼東、亦力撒合察其有異志必反、密請備之、二十三年罷宣慰司、立遼陽行省○即ち東京等處行中書省の異稱○以亦力撒合爲參知政事、而乃顏果反、…東方平、帝嘉其先見、且餉運有勞加左丞」とあるから、世祖紀に宣慰使亦而撒合

とあるのは、北京宣慰使即ち罷められた宣慰司の長官に外ならぬことがわかる。たゞ世祖紀に塔出の前二つで遼東道宣慰司が其の一であつたかのやうにも見ゆる。然しながら、罷められた宣慰司が北京に置司したこととは明かで、北京に置司した宣慰司は山北遼東道宣慰司と稱せられたと推測すべき理由が殆んど備はつてゐる以上、而して山北遼東道の「山北」は北京置司の宣慰司の管内が大行山の北に在るの故を以て冠せられた稱呼であることが、山南江北道按察司が中興路(今之江陵)に置かれ、山東東西道按察司が濟南路(今之濟南)に置かれ、山北遼東道按察司が北京路(今之老哈河上流、大名城)に置かれたことなどから推測する以上、この冠稱が往々省略せられて遼東道と稱せらるゝことがあつても、毫も怪むに足らぬ。元史の地理志に、開元路・咸平府共に遼東道宣慰司に隸すとあるが、これは山北遼東道宣慰司の

略稱に外ならぬと信ずるのである。なほ、前に引用した世祖紀の文に、塔出の官名を遼東道宣慰使といひながら、亦而撒合の官名、宣慰使の上には冠稱を省いてあるのは、これは塔出と同官だからであることは、至元二十四年七月の條には「癸巳、乃顏黨失都兒犯咸平、宣慰塔出從皇子愛牙赤○原文誤つて赤を亦に作る合兵出瀋州進討、宣慰亦兒撒合○亦而撒合、亦力撒合と同じ分兵趣懿州」とあるによつても、推測される。尤も此の宣慰(使)は、前から引つゞき在職したものでなく、前年二月に一旦廢官となり、七月行中書省罷められて宣慰司が復活された時、復官したものに相違ない。たゞ二十三年七月宣慰司の復活されたことを、世祖紀では「罷遼陽等處行中書省、復北京咸平等三道宣慰司」とあるが、この後半は、かなりに大なる問題たるを失はぬ。蓋し「三道」が「二道」の誤であれば兎も角「三道」とあるのが誤でないと見れば、北京・咸平の外に一道(一地名)の誤脱を豫想せねばならぬからであ

る。是に於いて、池内君は「遼東」の一一道を加へて三宣慰司の設置されたものと解せられたやうであるが、余はこの見解に従ふことができない。何となれば、(イ)遼東道宣慰司は山北遼東道宣慰司の略稱でその管内に北京・咸平・開元などの諸城が含まれてゐたことは既述の如くであり、黃龍府を中心とした遼東路(又は遼東道)なるもの、存在しなかつたことは後段述べるが如くである。(ロ)至元二十三年三月、山北遼東道宣慰司を罷めて、その代りに立てたのが東京等處(遼陽等處)行中書省であり、その行中書省が七月に罷められて、復た置かれた宣慰司である以上、その宣慰司を以て山北遼東道宣慰司であつたと考へるのが穩當である。(ハ)元史には北京宣慰使(司)の名が屢々見ゆるが、これは決して北京路のみを管轄したものでなく、廣く東北州郡(即ち東北地方の諸城)を統べたものであることは既述を経た。次に咸平宣慰使の名は元史の劉哈刺八都魯傳及び高麗

史の忠烈王世家十年(至元二十一年)正月の條に見え
てゐるから、當時、山北遼東道宣慰司の俗稱として咸
平宣慰司の名も行はれてゐたのであらう。咸平の遼
東方面に於ける當時の地位から考へて、此の如きは
寧ろ當然である。(ニ)至元三十年⁽¹³⁾今珠家城子に肇
州城の建てられた時、劉哈刺八都魯は其の宣慰使と
なつたが、翌年更に咸平宣慰使に任せられたことが
元史の本傳に見え、成宗紀の至元三十一年七月の條
には「癸亥、龍筆州宣慰司併入遼東道」とある。紀傳
の兩記事を合せ考ふるに、劉哈刺八都魯の咸平宣慰
使となつたといふのは、即ち遼東宣慰使になつたこ
とで、これは肇州宣慰司廢合の結果であらう。⁽¹³⁾以上
の理由により、余は二十三年七月行中書省廢止の結
果として復活された宣慰司は北京・咸平・遼東三道宣
慰司(三つの宣慰司)ではなく、北京咸平開元等の地
方を統轄するための一宣慰司であつて、即ち山北遼
東道宣慰司に外ならぬものであると信ずる。而もこ

ここに「北京咸平等三道宣慰司」とあるのは、恐らく山西遼東道宣慰司の俗稱の一として「北京咸平開元道宣慰司」「北京咸平等處宣慰司」などといふべきを書き誤つたものと推定したいのである。この推定は、池内君の推定に比して一見甚しく不穩當のやうであらうが、決してそうでない。若しそれが傳寫又は版刻の際に起つた誤であるとすれば論はないが、原著そのものから、這般の脱誤を敢てせぬとは限らぬ。故に相當理由の備はれる以上、特に元史に對する場合に限り、此の程度の訂正を試みるのは必ずしも不當ではないと信ずる。

七 遼東路について

史として復活された宣慰司は北京・咸平・遼東三道宣慰司(三つの宣慰司)ではなく、北京咸平開元等の地方を統轄するための一宣慰司であつて、即ち山北遼東道宣慰司に外ならぬものであると信ずる。而もこ

論者は遼東路一名遼東道の存在を力説せられ、それが元代を通じて黃龍府に治所を有したことを主張せられた。而してこれが論者の開元路起原論乃至開元路治三姓説の主要なる部分を爲してゐることは、

「然らば胡里改路はどうであつたらうか。余は想像す

る。黃龍府に於ける二萬戸府の設置の後餘り年所を

經ない内に、開元萬戸府は胡里改路の舊治に徙され

たのであらう、同時に黃龍府を中心とする遼東路と

いふ行政區劃は設定せられ、南京萬戸府は其の名だ

けを失つたのであらう。これが開元路の起原に對す

る余の斷案であつて、即ち余は始建の開元路を金代

の胡里改路の引續きと見るのである……といはれたのでもわかる。然しながら、余は元代を通じて黃龍府に治せる遼東路なるものゝ存在を疑ふものである。以下、その理由を述べる。

一、元史地理志の記事に抵觸する。それには「乙未歲立開元・南京二萬戸府、治黃龍府、至元四年更遼東路總管府、二十三年改爲開元路、領咸平府、後割咸平爲散府、俱隸遼東宣慰司」とあるから、遼東路は至元四年から二十三年まで黃龍府に治し、同年開元路と改まつたのである。之を元史に徴すると、遼東路

の名は

至元四年十二月己卯立遼東路水驛七。

至元八年七月以國王頭輦哥行尙書省于北京遼東等路。

至元九年八月癸丑賑遼東等路饑。

至元十七年十二月丙申遼東路所益兵、以妻子易馬、敕以合輸賦稅贍還之。

の四ヶ條に見ゆるのみで、その前後にはない、之は決して偶然の一一致とはいへぬ。「元史地理志の所傳は全然其の價値を失つた」と断ぜられたのは早計であらう。

二、もし黃龍府に治した遼東路が元代を通じて存したものならば、それが何故に地理志に一項として立てられなかつたであらうか。咸平府では、それが散府であつた所から、特に一項を立て、上古から來の沿革が述べられてゐるではないか。黃龍府のやうな古來有名な地に治所を有し、且つ元代を通じて

北方の雄鎮であつたなら、開元路と相並んで地理志に特筆さるべきであつたに相違ない。

三、論者は「元代を通じて黃龍府の名が唯だ一回元史地理志に現はれ、其の他に絶えて見當らないのは、從來不思議とせられたところであるが、斯くの如く遼東道(路)といふ隠れた然かもオフィシアルな名を以て屢々元史に見えてゐるのである」と云はれたのは、立論いかにも巧妙ではあるが、遼東道は行撫司又は按察司などの管轄區域を表示する場合の名であるのが第一、又、黃龍府が一路の治所として元末まで存したといふことが考へ得られないのが第二、この二つの理由から、遺憾ながら賛成することを得ぬ。第一の理由に就いては、既に述べたから繰返さぬ、第二の理由についても、余は往年、左の如く述べて置いた。

至元二十四年一二二八年 皇族乃顔の亂を作すや、肇

池内博士の「元代の地名開元の沿革」を讀む

州今之伯都は勿論、建州吉林も亦彼の占領に歸

せり。此時に當りて伊通河流域ひとり全く其侵略を免るゝことあるべからず、殊に黃龍府は古來の名邑なり、又若し果して開元路の治所たりしならんには此大戰亂に無關係なること能はざるの地位に在りき、而も元史は之に就きて何等記する所なし。是に由りて之を觀れば黃龍府は當時已に本路の治所たらざりしのみならず、早く乃顔又は彼の父祖の時に併呑せられて本路の管轄外となりしなるべし、云々。

右は、開元路の治所が晚くも至元二十四年以後に於いて黃龍府に在り得ないとを論じたものであるが、之は直ちに移して論者の所謂遼東路の場合にもいひ得ることである。右の文は論者の一顧を辱うすることができなかつたに拘らず、余は今尙ほ前説を變更する理由を見出さぬを遺憾とする。乃顔は十四年四月に叛き六月の下旬に誅せられたが、餘黨はそ

の後も此處彼處に出没した。即ちその七月諸王失都兒は咸平を犯したので、宣慰使塔出は皇子愛牙赤に従つて瀋州から進發した。塔出傳に「塔出探知乃顏謀叛遣人馳驛上聞。有旨、命領軍一萬與皇子愛也赤○本紀に愛牙赤と同力備禦、女直水達官民與乃顏連結。あり亦は亦の訛」とある。

塔出遂棄妻子與麾下十二騎、直抵建州、距咸平千五百里。與乃顏黨太撒拔都兒等合戰、兩中流矢、……」

とあるは、恐らく此の時の事で、瀋州(今の奉天)から進んで咸平を救ひ、そこに皇子を残して建州(今の吉林)まで行つたものと思はれる。而して茲に特に建州の位置を説明し、且つ咸平からの距離を示したのは、建州が當時元の直轄區域外に在り、咸平が直轄區域の境上に在つたからではあるまいか。次に世祖紀至元二十五年六月の條に「復立咸平至建州四驛」とあるのは、乃顏の亂平定の結果、此の方面が再び元朝の威令に服するに至りしことを語るものにあらざるか。又、同じく至元二十六年正月の條に「立咸平至

轟延驛十五所」とありて、轟延の位置明かでないが、若しこれが乃顏と同音で、乃顏の建てた都會又は驛站の一てもあつたであらうならば、之れ亦咸平以北の地が再び元朝の直轄地に編入された結果、此方面の交通設備が施されたものと推測し得るのである。

蓋し嫩江口以南の松花江や伊通河の流域の一部は初め太祖の末弟帖木哥斡惕赤斤の領地に含まれ、その後彼の子孫の時、勢稍々衰へたに乘じ、太宗は萬奴を滅ぼした餘威を以て敢て二萬戶府を黃龍府に立てたが、斡惕赤斤の玄孫に乃顏の如き雄傑が出るに及んで、復た往日の勢力を回復して、今の吉林地方までをも威制してゐたものと思はれるのである。⁽¹⁵⁾ 黃龍府の位する伊通河流域は上述の如く東西乃至南北の兩勢力の衝突する處であるから、茲には元一代を通じて治所を有したやうな遼東路なるものゝある筈はないのである。

序に一言する。世祖紀至元七年七月の條に「以遼

東開元等路總管府、兼本路轉運司事」とあるのを池内君は遼東路と開元路との各總管府が各路の轉運司の事を兼ねたと解せられたやうだが、余は遼東開元等路總管府を一總管府の名で地理志の所謂遼東路總管府を指したものに外ならぬと解するのである。加之十七年十月の條及び十八年八月の條の「開元等路」をも「遼東路」の俗稱に過ぎぬと信ずるものである。かゝる場合、元史の編者が周到なる用意を缺いてゐたことは、論者も十分諒解せらるゝことであらう(例へば、東京路といふべきを遼陽路又は遼陽等路といつたり、東京行省といふべきを遼陽行省又は遼陽等處行省といつたり、甚しきは遼東行省とさへ書いてゐるのである)。

八 結 言

第六章が「結語」で、池内君は頗る明快に同君の断案を列舉されてゐる。そして最後に「しかし、余の考

察の結果は同一問題に對する氏(○箭内を指す)の結論開元路は太宗の七年を以て黃龍府に治し、世祖の至元二十四年以前に於いて咸平即ち今の開原に移治せり。是に於いて咸平の別名として開元あり、後訛りて開原となりしものなり——と一致しなかつた、……といつて論文を結ばれてゐる。

然るに、余が、同君の論文に接して再び此の問題を考察した結果は、不幸にして同君の結論と一致しないものゝ多いことは前記の如くである。殊にかの論文に於いて最も力説されたところの遼東・開元二路併存説及び開元路治三姓附近説に對しては、全く見解を異にするものである。然しながら、同君の高論によつて啓發せらるゝ所頗る多いことは申すまでもない。この機會に謹んで感謝の意を表する。

實をいへば、往年余が開元路に關して考察した時には、路治に就いては、専ら明代地誌家の誤解を正すを以て當面の目的とし、開元路治は初めより開原

に在つたのではなく、初め黃龍府（農安）に在り、後に咸平（開原）に移つたものであることを力説したに過ぎなかつた。而してその結論として掲げたものが即ち池内君の引用された文である。故に今日より之を見れば、甚だ不完全なものであるが、根本に於ては同じである。左に先づ余の新らしい結論を述べ、讀者をして池内君の結語と對照比較するに便ならしめたいと思ふ。

蒙古の太宗は即位の五年に、兵を今の間島方面に出し、久しく東方に雄視してゐた蒲鮮萬奴を生擒し、其の國を滅ぼした。七年には、滿洲の西境に近い黃龍府（今の農安）に二つの官衙を設け、萬奴の國の地名を取つて、一を開元萬戶府他を南京萬戶府と名づけた。其の後（晩くも世祖の中統三年以前）二萬戶府を撤し、新に開元路を置き、至元四年に「たび遼東路」と改めたが、二十三年には開元路の名に復し程なく路治は黄

龍府から咸平府に徙つた。爾後、咸平は一に開元とも呼ばれてゐたが、明初、その地に據つてゐた元の遺將納哈出が、洪武二十年降服すると共に、始めて明の有に歸した。明は開元の元字が前朝の國號であるのを嫌つて、翌年遂に開原と改めた。今の開原は、それ以來の名稱である。

余は往年の論文に於いて、王綽が太宗の十三年に北京東京廣寧蓋州平州泰州開元府七路征行兵馬都元帥に任命せられたといふ元史吾也而傳の記事によつて、當時已に開元路の存在を認めたのみならず、更に進んで「加之、太宗の十三年は東眞國亡びてより八年目、開元萬戶府を置いてより六年目に當れば、此

間に於いて蒙古の東方經營は、更に幾分の進歩を見しなるべく、或は萬戶府の創設と同時に開元路の名起り、之を以て西は黃龍府より東は南京に至る地方を汎稱せしものにあらざるか」と想像したが、これを、そのまま、結論の中に「開元路は太宗の七年を以

て黃龍府に治し」と述べたのは、今にして之を顧ると甚だ軽率であつた。尤も「總管府設置以前の開元路の行政官廳は萬戸府であつた」といふ池内君の見解が正しければ、開元萬戸府の立てられたる太宗の七年に開元路が置かれたと考へ得るのであるが、余は此の見解には同意しかねるものであること前述の通りであるから、この場合「太宗の七年以後」とするを適當とする。而も同時に「太宗の十三年以前」と限定せぬのは、實は吾也而傳の記事に見ゆる「路」の意味について稍不安を感じたからである。即ち懿州を數へず、咸平をも除きて、却て北邊の泰州を塞内の平州と共に包容することは一人に統べさせた軍事上の區域としては、如何にも不自然であるのと、北京以下五城は元初に「路」であつたことは、元史の地理志にも明文はあるが、泰州路の名は全く所見がないのと鑑み、此の記事に開元路の起原を決定するほどの價値を認めることを躊躇したのである。然らば世

祖紀及び賈文備傳の中統二年の條に見ゆる開元路（開元府路）を以て本路名の始見とするかといふに、これは宣撫司の名として現はれたもので、宣撫司の名としての路は、行政區劃名としての路とは別なものとして取扱ふべきものと信するから、之は採らぬ。然るに世祖紀、中統三年六月の條に「割遼河以東、隸開元路」の文がある。この開元路こそ明かに行政區劃名に外ならぬ。是に於いて開元路の設置を太宗七年以後中統三年以前と限定したのである。元史の地理志には「至元四年更遼東路總管府」とあつて、開元・南京二萬戸府が直に遼東路總管府に改められたやうに記してあるが、中統三年六月には開元路の現存した明證が世祖紀にあること前述の如くである以上、これは地理志編者の粗漏と認めて、こゝに補ふのが當然である。若干の萬戸府が撤廢せられて、その代りに一路が置かれた例は決して稀ではない。憲宗の六年に立てられた上下二萬戸府が世祖の至元

七年に大理路となつたこと、憲宗の五年に善闡に置かれた四萬戸府が至元七年に善闡路となつたこと等が、即ちそれである。次に至元四年に遼東路となり二十三年に開元路となつたことは、地理志に明文があり、之を疑ふ餘地がない、故に之れは地理志に従つたのである。二十三年若くは其の翌年ごろに開元路治が黃龍府に留まり得なかつた事情は、前に遼東路存在論の否定の理由として述べた所で盡きてゐる

と信する。咸平が元代の或る時期以後、開元路治であつたことは、余の先年の論文、及び池内君の論文で、もはや些の疑を容れぬ。而して開元路治が曾て三姓附近に在つたことがないといふのが、余の主張である以上、黃龍府から咸平府に移治したと考ふるのは自然の歸結である。開元が開原と改められた理由は、已に本篇の始に述べた通りである。

終りに臨んで一言する。池内君は開元路なる行政區劃の設定に就いて、第五章の中には「黃龍府の開元萬戸府は、太宗の八年以後、世祖の中統三年以前（西紀一二三五一一二六一）既に三姓附近に移轉してゐたのであって、それが至元四年頃に至り、他の諸路の官衙と同様總管府と改名せられたのであらう」（三三三二頁）とも、又「余は想像する。黃龍府に於ける二萬戸府の設置後餘り年所を経ない内に、開元萬戸府は胡里改路の舊治に徙されたのであらう」（三三三三頁）ともいはれ、結語に於ては「確な年代はわからぬが、太宗十三年（西紀一二四一）以前行政區劃の設定。あつて、二萬戸府の所在地を中心とする地方は遼東路と稱する一區劃となり、同時に今の三姓を中心とする瑚爾喀河の流域一帶の地方、即ち金代の胡里改路も亦一つの行政區劃となつた。而して後者を管轄すべく農安の開元萬戸府は三姓附近に徙された。これが元の開元路の起原である」（三三七頁）とある。

読み來つて十分明瞭でない感があるけれども、想ふ

に同君の眞意は「太宗の八年以後、十三年以前に黃龍府に留治せる南京萬戸府は遼東路となり、胡里改路の舊治に移治せる開元萬戸府は開元路となり、而して官衙名は依然萬戸府であつたが、至元四年頃に至り、兩萬戸府共に總管府と改つた」といふに在るであらう。果して然ならば元史の地理志、今蘭府水達達等路の條に「土地曠闊、人民散居、元初設軍民萬戸府五、撫鎮北邊。一曰桃溫、……一曰胡里改、……一曰斡桑憐、一曰脫斡憐、一曰李苦江。各有司存、分領混同江南北之地、其居民皆水達達女直之人、……」とある記事は如何に解かるのであらうか。こゝに「元初」とあるは、地理志の用語例では、世祖建元當時のこととも、又はそれ以前のこととも解せられて明瞭でないが、いづれにしても、この場合、太宗七年以後至元以前と見るのが穩當であらう。さて池内君の説によれば、開元路萬戸府、遼東路萬戸府の總管府と改まつたのは至元四年頃であるといふのであるが

ら、少くも數年間は今の三姓附近に當る金の胡里改路の舊治に、開元路萬戸府と胡里改萬戸府とが併置されたのである而も此の如きは果して穩當な推測であらうか。更に想ふに、三姓附近に五萬戸府を設けたのは、混同江(今の松花江)南北の地に居る水達達女直人を管轄するためであつたことが、地理志に明文のある以上、何の必要あつて更に開元路萬戸府を置いたのであらうか。なほ三姓附近の五軍民萬戸府は、元代を通して存したか否か、明かでない。たゞその二なる胡里改萬戸府が文宗の至順元年に現存した明證があるのである。若し龍飛御天歌に見ゆる移蘭豆漫(三萬戸の義)が元初以來のものであるとすれば、此の方面を管轄するには、それだけでも十分であつたと認むること可能である。隨て開元路治の太宗時代から順帝の至正二年まで三姓附近に在つたことを想像する理由がなくなるわけである。要するに、余は農安附近に治した遼東路の元代を通じて

存在したといふ新説を認めかねると同時に、三姓附近に治した開元路が、殆んど元代の大部分を通じて存在したといふ見解にも賛成しかねるものである。

自説を守るに急なるの餘、措辭整はず、往々禮を失せるところもあるやうに思ふ。顧みてまことに慚愧に堪えぬ。切に池内君並に讀者諸賢の諒恕を乞ふ次第である。

註

(一) 元一統志の文の末尾に「城皆渤海所建、元廢。城址猶存」とあるのを見ると、開元城も元以前の城で、元初には已に廢城となつてゐたものとも解せられる。寧遠縣以下は勿論左様であらう。

(2) 滿洲歴史地理第二卷三七六、一、三七八頁。

(3) 東三省輿地圖說に見ゆ。

(4) 元史の世祖紀、至元十六年二月の條に「詔河南・西京・北京等

路課程、令各道宣慰司領之」とあるものなどは、その最も正しい用語法の一例である。

(5) 萬奴を滅ぼした後、姑らく金代の行政區劃に因つて合轄・恤品等の諸路の民政を行つたであらうとの池内君の説には賛成する

が、それが世祖の治世まで同様であったとは思へぬ。この至元三年の條に見ゆる合轄恤品等の名は當時行政區劃としての路と解せずして、地方名として擧げられたものと推測する。此等の地に總管府が置かれたとは想像されねからである。

(6) 滿洲歴史地理第二卷、四四六頁。

(7) 世祖紀、至元三十年十二月辛卯の條に「武平路達營花赤塔海百女直地、至今未定、賊一人入境、百姓離散、臣願往安集之。詔以塔海爲達東道宣慰使」とあるもの、亦之を證す。又、成宗紀大德二年六月の條に「山北遼東道大寧路金源省會」とあるは「山北遼東道の管内である大寧路の金源縣に蠻書あつた」と讀むべきものである。尤も山北遼東道といふのは肅政廉訪司であつたか宣慰司であつたかは明かでないのは遺憾である。

(8) 卷二九、忠烈王十年正月の條。

(9) 世祖紀、至元二十四年五月己亥の條に「遣也先傳旨、詔北京等處宣慰司、凡隸乃顏所部者、禁其往來、毋令乘馬持弓矢」とある。これまた北京等處宣慰司が東方を管轄したことと示すものである。

(10) 山東東西道宣慰司は益都に治してゐた。

(11) 山東東西道を山東と、河東山西道を河東と、廣西兩江道を廣西と、荆湖北を湖北と略稱するの例は甚だ多い。按察司の場合において殊に多數の實例を元史、元典章などに見ることを得る。

(12) 元史地理志蘆寧府路の條による。

(13) 當時山北遼東道宣慰司は或は成平に治してゐたかも知れぬ。たゞその明證はない。

(14) 满洲歴史地理第二卷四二一一四二二頁。

(15) 满鮮地理歴史研究報告第六冊二〇六頁以下。

(16) 池内君は黃龍府に治した遼東路の元代を通じて存したことを假定された結果として、世祖紀の「中統三年六月割遼河以東縣開元路」の説明に困難を感じられ、結局、遼河以東（今の伊通河

(17) 满洲歴史地理第二卷三八四一三八五頁。

及び東遼河の流域）の地はもと遼東路に屬してゐたのを、此の時開元路に隸するに至つたものと解せられたやうであるが、果たして然らば中統三年以後の遼東路は何處に治し、何處を管轄したものであらうか。論者の所謂遼東路は伊通河流域の黃龍府に治してゐながら、而も伊通河流域がその管内でないといふのは解し難い所である。

明代の地域廻避について

清　水　泰　次

際の場合を詮索して見ると必ずしも行はれて居つたといへない。

明史彙選舉志三に「洪武間、定南北更調之制、南人官北、北人官南」とある。これは漢代にも三互の法と云ひて、親族や本籍の州を廻避することがあるのであるから、別に驚くこともなからう。ところが實

明代の地域廻避について